

令和2年度 公益財団法人福岡県動物愛護センター事業計画

福岡県が設置する公益財団法人福岡県動物愛護センター（以下「センター」という。）の設立目的を効果的に達成するため、令和2年度については、次の事業を行うこととする。

1 動物愛護と適正飼養に係る普及啓発及び人材育成事業

(1) 県内の動物関係専門学校生等への研修

ア 動物関係専門学校生研修

動物関係の専門学校の学生に対して、センター業務、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、動物由来感染症、犬のしつけ及び動物福祉等に関する研修を行う。

イ 動物愛護推進員、行政担当者及び中学生等への研修

センター業務、動物関係法令、犬や猫の健康管理法及び犬のしつけ方等に関する研修を行う。

(2) 施設見学者への啓発

ア 施設見学の受入れ

一般の施設見学者に対して、センターの事業概要の説明や動物愛護に関する啓発を行う。

(参考) 元年度（1月末まで）の受入状況

単位：名

講習会 見学者	動物 愛護団体	小中学生	専門学校 高校生	行政関係 愛護推進員	一般来場者	合計
7	4	5	165	39	499	719

イ センターオープンデーの開催

(ア) 開催予定日 令和2年5月17日（日）

※この事業は平成25年度の秋に初めて開催

(イ) 場所 福岡県動物愛護センター

(ウ) 時間 10:00～15:00

ウ テレビ、広報等による啓発

(3) 犬のしつけ方教室（資料1）

犬の適正飼養や人と犬とのよりよい関係づくりを啓発し、模範飼育者及び模範犬の育成を図ることを目的として、犬の習性、行動や心理に関する情報を提供しながらしつけ方の指導を行う「犬のしつけ方教室(一般コース、子犬コース)」を開催する。

また、子犬コースの全レッスンを終了した飼い主を対象に、スキルアップを図ることを目的とした「ワンパク同窓会」を開催する。

ア センター主催

(ア) 一般コース（講義1回）

毎月（5月と2月を除く）第3日曜日に実施する。

なお、譲渡後のフォローアップのために、生後6ヶ月までの譲渡犬の同伴も可とする。

(イ) 子犬コース（講義1回、実技2回）

6月、9月、11月、3月に各月3日間をワンセットで計4回実施する。

(ウ) ワンパク同窓会

春と秋の年2回、子犬コース修了者を対象に実施する。

イ 保健福祉（環境）事務所または市町村主催のしつけ方教室
主催者の依頼により、職員を派遣する。

(4) 猫の適正飼養に関する普及啓発

「にゃんにゃんセミナー～猫が幸せに暮らすために～」を実施する。（資料2）

ア センター主催

5月、8月、11月、2月に各月1回、計4回実施する。

イ 保健福祉（環境）事務所または市町村主催の講座
主催者の依頼により、講座へ職員を派遣する。

(5) 動物愛護教室事業（資料3）

福岡県内の小学生や幼稚園児等を対象に、学校やセンター等において動物愛護教室を開催する。

(6) 講師派遣

主催者の依頼により犬のしつけ方教室等に講師等を派遣する。

(7) 譲受団体研修会

センター登録の譲受団体を対象に、円滑な譲渡事業の実施及び資質向上を図るため、研修会を開催する。

(8) ボランティア研修会

ア 新規ボランティア研修会

センターの動物愛護啓発事業に参加を希望するボランティアに対し、新規登録時の研修を行う。

（参考）動物愛護事業参加ボランティアの活動に関する取扱要領（資料4）

イ ボランティア勉強会

ボランティアの資質向上を図るための勉強会を開催する。

ウ ボランティア及び譲受団体研修会

ボランティアと譲受団体との連携及び情報交換を行い、円滑な譲渡事業の実施及び資質の向上を図るため、研修会を開催する。

(9) 動物愛護に関する行政機関との連携事業

動物愛護事業について保健福祉(環境)事務所等と連携を図るため次の事業を行う。

ア 動物行政担当者研修会及び情報交換会

イ 愛護動物同行避難訓練

ウ 福岡県内動物愛護(管理)センター会議

エ 動物愛護推進協議会に対する動物愛護事業の支援

2 ペット相談事業

動物飼養に関する相談事業

3 調査研究事業

(1) 譲渡犬猫の飼養実態調査

(2) 猫の適正飼養に関するアンケート調査

4 動物愛護・管理支援事業

(1) 動物の収集及び管理に関する事業(資料5)

ア 捕獲犬の収集

イ 引取犬及び引取猫の収集

ウ 収集動物の保管及び致死処分

エ 譲渡犬及び猫の育成管理

オ 致死処分方法の検討

(2) 犬及び猫の譲渡事業

ア 譲受希望者への譲渡(センター譲渡)

(ア) 犬の譲渡(資料6)

「これから犬を飼う人のための講習会」の受講及び面談による飼養環境調査の結果、
適当と認められた者に対して譲渡する。

※「これから犬を飼う人のための講習会」(事前講習会)

毎月第1水曜日及び第3日曜日に実施する。ただし、5月は別日程とする。

(イ) 猫の譲渡(資料7)

イ 譲受団体への譲渡(資料8)

ウ 譲渡動物の不妊去勢手術

譲受希望者への生後約3カ月以上の譲渡犬猫及び譲受団体への譲渡猫については、不妊去勢手術を行う。

エ 譲渡動物へのマイクロチップの装着

マイクロチップの啓発、装着推進のため、センターからの譲渡犬・猫に対しマイクロチップを装着する。

オ 施設の保守及び管理業務

建物・施設、財産の適正な維持管理に必要な業務を行う。

5 動物愛護週間事業等

当センターでは次の事業を行う。

- (1) 動物慰霊祭及び講演会 (開催期日 10月第3水曜日を予定)
- (2) 2020動物愛護フェスティバルふくおか (福岡県等と共催)
- (3) 街頭キャンペーン